

防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会 (第 5 回) 議事要旨

1. 日時

令和 4 年 10 月 27 日 (木) 10:00～12:00

2. 出席者

有識者 [稲継座長、石井委員、岡本委員、神原委員、佐藤委員、村野委員 (五十音順)]

自治体 [岡村委員、車地委員、永澤委員 (五十音順)]

関係省庁 [五味官房審議官 (防災担当)、消防庁 (国民保護・防災部防災課) ※、警察庁 (警備局警備運用部警備第二課災害対策室) ※、防衛省 (統合幕僚監部参事官付) ※、厚生労働省 (大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室) ※、個人情報保護委員会事務局 ※、デジタル庁 (国民向けサービスグループ) ※]

※オブザーバー参加

3. 議題

(1) 開会

(2) 前回検討会の質疑回答

(3) 個別事例の検討

(4) 閉会

4. 議事要旨

「資料 1 前回検討会の質疑回答」について事務局より説明があり、各委員からは以下の意見等があった。

○資料 1 の 3 ページ 2 ポツについて、民間事業者である一時滞在施設が自治体へ個人情報を提供する際の根拠となる個人情報保護法第 27 条第 1 項各号は、参照しやすいよう具体的な条文を列挙するなどして指針に記載することが望ましい。

「個別事例の検討 資料 2 資料 2 - 1、資料 2 - 2」について事務局より説明があり、各委員からは以下の意見等があった。

○資料 2 - 1 について、消防団の取扱いはきっちりと議論する必要がある。2 つの理由があり、まず 1 点目は消防組織法の規定のみで消防長と消防団に同程度の公益性があると判断できるかが不透明であることである。もう 1 点は、消防団に所属する方が個人として扱わ

れるとしたら個人情報保護法による行政指導の対象にならないことがあるため、情報提供者が誰になるのか、個人情報を提供した際に安全管理措置義務がどのように課されるかを明確化すべきと考えるためである。消防団の方が災害支援活動を行った結果、個人の権利・利益を侵害したとして後で訴訟されるような事態は避けなければならない。

- 具体的な事実関係に基づき精査する必要があるが、個人情報保護法上は、個人情報取扱事業者の要件に法人格の有無は含まれないが、消防団は法律上の位置づけもある団体であり、個人情報を取り扱う業務を行うことが想定される。消防団が個人情報取扱事業者に該当する場合、その構成員が全く関係ない用途で個人情報の取り扱いを行ったときは、安全管理措置義務違反となることはあり得る。
- 資料 2 - 1 の 7 ページについて、個人情報保護法第 69 条第 2 項のただし書きにある「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない」という箇所も周知することが重要である。
- 地方公務員法上、一般の公務員には罰則規定があり、守秘義務は非常に重いものであるが、消防団を含む非常勤の特別職には罰則がない。消防団の扱いについて整理する必要がある。
- 消防団としての個人情報の管理状況によって、消防団への情報提供に伴うリスクが大きく変わるため、実態を把握する必要がある。
- 第 69 条第 2 項第 4 号の「特別な理由があるとき」の解釈について、災害等の緊急時に現場が救助活動に必要なだと判断して個人情報を提供したことが、後々とがめられることはないだろうか。救助活動を優先し、個人情報を提供することで現場に支障はないか不安が残る。
- 外国人の支援について、外国の方が、オーバーステイや犯罪履歴があるなどの理由で支援を拒否する可能性はあると考えられる。また、外国の方があまり知られたくないと思う情報が表に出る可能性に不安が残る。
- 日本語も英語も話すことができない外国の方は、支援制度からこぼれる可能性があるため、自治体はそのような方々の情報を協働団体から収集する必要がある。資料上は防災部局から協働団体への情報提供となっているが、その逆も考えられる。
- 消防団の実態をお伝えする。消防団は、各市町村で地区ごとに分団という形で構成されている。小さな村では 100 名程度、市では 2,000～4,000 名程度の団員が所属している。災害発生直後から住民の安否確認や避難の呼び掛け、救助活動を消防団員が真っ先に行っている。消防団員は土地勘があり、住民と顔の見える関係のため、共助の中心の役割を果たしている。そのため、情報の提供が可能となる整理ができればと思う。
- 資料 2 - 1 の 3 ページについて、①の公益性と③の緊急性は比較的判断しやすい。一方で、②の情報取得の困難さと④の非代替性は判断に苦慮することが多いため、より判断しやすくなるよう整理されることが望ましい。
- 資料 2 - 1 の 3 ページについて、場合によっては他の民間団体へも情報提供が可能となる余地がある旨を記載すると、非常に良い指針になると考える。その際は、消防団以外の具

体的な団体名も記載することが望ましい。

- 資料２－１の３ページについて、「特別な理由があるとき」の①～④の該当性を災害発生後に都度判断するという方向で指針を策定するのではなく、そもそも災害対応においては通常、①～④に該当するため、典型的に外部提供ができると判断しやすい場面であることがわかるような記載とすべきである。その上で、消防団や民間団体への情報提供後には、安全管理の助言等を行うこととして、安全性も担保する方向で指針を検討することが望ましい。
- 資料２－２の２ページについて、現在想定される災害では、多くの被災者は避難所ではなく、自宅などに取り残されているケースが圧倒的に多いと考えられる。このため、避難所に多くの方が集まり、その際に情報提供に対する同意を得やすいのではないかという状況を想定しているのであれば必ずしもそうではないという認識をするべきである。行政のマンパワー不足により、在宅被災者などについての同意確認ができなかったり、個別の支援要望等が把握できないことが一番の課題である。
- 行政からの連絡を望まない外国の方であっても、行政機関の責務として救助を行うことが第一であって、個人情報の保護に配慮した結果、そのような方へ全く救助を行わないことになってしまうという事態は避けなければならない。
- 過去の例として、災害時に領事館から直接本人に帰国を促す連絡が入り、関係者への連絡がないまま帰国したケースがあった。自治体としてどこまで情報を追う必要があるか判断が難しい。
- 個人情報の取扱いについて、消防団への研修が必要と感じた。消防団が個人情報を保有する根拠となる法令等を周知し、これを意識して日々の活動を行う必要がある。
- 資料２－１について、家族の同意を得ることなく、防災部局の判断で迅速に情報提供を行い、救命救急活動を行うことができる指針を希望する。
- 災害発生時、全国から様々なノウハウを持ったボランティア団体やＮＰＯ団体が集まるが、日ごろ付き合いのない団体への情報提供は躊躇する。そのため、個別事例の整理において汎用性を持たせることで、躊躇なく判断できるようになることが望ましい。

「個別事例の検討 資料２－３、資料２－４」について事務局より説明があり、各委員からは以下の意見等があった。

- 指針の周知については大いに賛成であるが、名簿の提供が同意を得ている場合のみであるような誤解を防ぐため、冒頭箇所で同意を得ている場合と条例を定めている場合の両パターンを併記すべきであり、自治体に対しては平時から同意なくして名簿情報を共有することができる旨の条例を整備するよう促していく必要がある。
- 資料２－３については、条例を策定する方向で進めることが望ましい。
- 資料２－４について、被災者台帳の作成にて「当該災害」という文言があることにより、

- 利用目的をその災害における被災者援護等の対策を講じることに絞られるか確認したい。
- 資料２－３について、避難行動支援にあたって名簿に載っている全ての情報は必要ない。個別の具体的な計画を作成する中で必要な情報のみ提供している自治体もある。
 - 資料２－４について、被災者台帳の作成業務が非常に煩雑になっている。都道府県と市区町村の担当者が協力して作成することで情報共有も兼ねることができるのではないか。

その後、座長より活発な意見交換への謝意が表され、今回の意見を踏まえて次回の検討会で議論を継続することで閉会した。